

眞実報恩者の道

石川康明

1 恩愛の道

(一)

平家物語は運命と恩愛の葛藤を描く。戦乱の中に身をおき、生死の危機に直面した人々は、いざれも諸行無常・盛者必衰の運命のことわりから免れることはできない。その冷厳な歴史事実を眼前にするほど、生を悲哀しつゝ生に執着する恩愛の道に回帰していく。

「『哀高も賤きも恩愛の道程悲しかりける事はなし。御袖を著せ奉りたらばいく程の事か有るべきぞ。せめての御志の深さかな』とて、武きものゝふども皆涙をぞ流しける」「(一門大路渡)。恩愛の道は、身分の上下や敵味方に關係のない悲愛の志として語られる。

平家の絶大将平宗盛は、わが子共ども今や生捕りの身となつた。宗盛父子の前には、斬首という無惨な死だけがま

つっている。この運命の滅尽に当つて、父子は隙なく涙を流すばかりであったが、夜に入つて片わらに臥寝するわが子右衛門督に自分の「御袖を打著せ」て父としての情愛を注ぐのである。死を眼前にしたこの行為は、「いく程の事か有るべき」とみえるものであつたにせよ、子に向ける父のせめてもの心情を描くことによつて、盛者必衰の運命であればこそ、会者定離の断ちがたさのあることを示している。宗盛は、明日関東に下向という段においてなお、「恩愛の道は思切られぬ事にて候也」と語る。やはり生捕りとなつてゐるもう一人のわが子、八歳の副将御前との再会を懇願し、判官義経もまた「誰も恩愛の道は思切られぬ事にて候へば、誠にさこそ思食され候らぬ」といつて、かりそめの父子再会を実現させるのである。(副将被斬)。宗盛は大原の本性房湛豪から授戒と念佛勧奨による引導をうけて「忽に妄念を翻へして」西方往生を祈るのであるが、斬

首の直前、念佛の唱名を停止し「右衛門督も既にか」といって首を落される（大臣殿被斬）。わが子もまた父の最後の様子を聞いて死んでいくが、そこには刎頭に際して最後まで父子の契に心を留める恩愛の道のありようがみられる。『平家』は、生捕りと獄門に処せられた宗盛父子について「生きての恥死での恥」と結ぶのであるが、恩愛の道は思切られぬ、という現世における生の執着を人間共通の志として肯定的にみてとっている。今や断たれる命であるがゆえに、断ちがたい恩愛の道を一步でも踏んでいこうとする人生の矛盾、あるいは無常さの中における生の意味とはなにか、を作者は問うのであろう。宗盛という人間像にあっては、結局の所、念佛による臨終止念が現世における恩愛の道に確答をもたらすものではなかつた点も注意してよいことであろう。

(二)

宗盛にとっての恩愛が父子のきずなのたちがたさであったに比べて、平維盛の場合は妻子に対する恩愛の道の苦惱にあつた。維盛は一門の戦陣から逃亡して屋島から紀伊へ渡海するが、それは「恋しき人々を、今一度見もし見えばや」（横笛）との思いに発していた。維盛は、没落に向う平家一門の集團行動と戦乱における修羅の世界から離脱し、個人の営為として恩愛の道に身を投じ、遂にそれを果しえずして自ら命を断つて後生を願つた人物として語

られている。運命に追われて「是にて出家して、火の中水の底へも入りばやと思ふ」覚悟をきめ、滝口入道の手で「流転三界中、恩愛不能断、棄恩入無為、真実報恩者」と三反唱えて髪をそり落すのであるが、その時維盛はいう。「あわれ替ぬ姿を恋しき者共に今一度見えもし見えて後、かくもならば思ふ事あらじ」（維盛出家）。死を予測した中での出家と恩愛を棄てゝ真実報恩者となる祈りも、彼にとって運命をきり聞く力ではない。かえつて運命の尽きた身にとつて忘却しがたいのは恩愛に他ならなかつた。「見えもし見え」んという彼の見ようとするものは恋しき妻子以外の何物でもなかつた。それを『平家』は「浮世を厭ひ眞の道に入給へども妄執は猶尽きず」（熊野參詣）と語る。運命が尽きたことを知る程、恩愛の妄執は尽きることなく、「哀人の身に、妻子と云ふ物をば持ちまじかりける者哉。此世にて物を思はするのみならず、後生菩提の妨と成ける口惜きよ」と、恩愛を見て、後生の菩提に背を向ける罪を懲悔する維盛。付添う滝口入道が、「高きも賤しきも、恩愛の道は力及ばぬ事也」と決断をすゝめ、生者必滅、会者定離の浮世の習いと出家の功德を説いて「成仏得脱して、悟りを開き給なば、娑婆の故郷に立帰て、妻子を引導する恩給はん」と引導する、その言葉によつて彼は「忽に妄念を翻して」念佛を唱えて入水し果てるのである（維盛入水）。

恩愛の道は、運命と共に人力の及びえぬものとして考えられている。それは、人間共通の情愛であるという意味と同時に浮世において恩愛を思切りつつ報恩の道に歩み返すこともまた人力の及びえぬ宿業としてとらえられているようである。滝口入道は、後生の成仏によつて、妻子を導く報恩を教示した。そのことで後世における報恩の意味をさし示したが、維盛の願望は、浮世を厭わずにしかも恩愛の道を実現していきたいということにあつたのではなかろうか。

(三)

『平家』の中で注目すべきは、薩摩守忠度のとつた行動である。一門は木曾義仲に追われて都落ちするが、その状況は宗盛、維盛のような没落の閉幕段階でなく、必衰の予兆が最初に表われた時期である。忠度はすでにそれを予見して「一門の運命はや尽候ぬ」と語り、一の谷で最後をとげる人物である。都落ちの一門から一人ひき帰して藤原俊成を訪うた忠度は、百余首の和歌を書き集めた巻物を俊成に託すのである。忠度は次のようにいう。

「撰集の有るべき由承りしかば、生涯の面目に一首なり共御恩を蒙らうと存じて候しに、やがて世の乱れ出で来て、其沙汰なく候條、唯一身の歎きと存じ候。世静まり候なば勅撰の御沙汰候はんづらん。是に候ふ巻物の中に、さりぬべきもの候はゞ、一首なりとも御恩を蒙て、草の蔭に

も嬉しと存じ候はば、遠き御守りとこそ成参せ候んずれ」
(忠度都落)。

忠度の歎きは、一方で戦乱の当事者であり、他方ではそれが故に撰集に自己の和歌をとどめえなくさせた、という人生の矛盾にあつた。しかも彼は、一門の運命尽きた後の世の静まりと勅撰集の作製を予知し願望するという意味でも矛盾を自覚する存在である。この人生の矛盾を切斷して、運命に殉じていく自己の現世における留魂のしるしとして、「巻物」を撰集に載せてほしいというのが彼の願望であった。忠度は、「浮世に思置く事は候はず」と謳歌しつつ立去るが、和歌を通じたこの行為そのものが、浮世の習い=恩愛を断ち切りつゝ、精神を現世にするするものであつた。それを彼は「生涯の面目」という。俊成はこれを「忘れ形見」と表現した。「巻物」は、また死地に赴く後生の喜びを与え、守護の役割をも果すものとして考えられている。こうした忠度一生の面目と後生の喜びや守護を期す忠度の留魂への願望を表白する言葉こそ、御恩を蒙りたいという心であつた。その願望に応えることが「御恩」に価するものであつた。△さざ浪や志賀の都はあれにしを、昔ながらの山桜かな▽(読み人知らず)の一首が千載集に記されたことによつて、運命尽きぬる中で、自己の魂を尽せぬものとしてとどめようとする忠度の願望は実現し、俊成もまた彼に報恩をもつて応えたといえるのである。忠

度の場合は、恩愛の世間を越えて、和歌を通じた出世的な恩のうちに、現世後世にわたって生きようとした姿として描かれている。その忠度の覚悟は、「旅宿花」の一首を身に体して戦死した姿によっても明白であり、和歌と共に殉じ、武芸と歌道に練達する忠度の最期は、敵味方を問わず「涙を流し袖をぬらさぬは無りけり」（忠度最期）と称讃されるのである。それは、和歌を媒介として「御恩」を願望し、最終まで留魂のしるとしての和歌と一体となつて忠度の心情が、不安定な世間の恩のありようを拒否するものであつたからではなかつたか。

2 御 恩 の 道 理

(一)

源平両氏とこれに従う武士たち。その主従関係は、重恩、恩顧、恩賞とよばれる累代相伝の精神的、経済的紐帯の意識として表現されている。内乱期における生死の危機の深化や政治的利害の変転と動搖が進むに従つて、こうした世間の主従的な恩の意識はたちまち崩壊する。恩をきずなとする相伝の結束も、裏切りや背信行為、離反に見舞われる。恩愛が、運命の支配と世間的恩のむなしさに追いつめられた所から発せられる個人の悲哀であるとすれば、この主従関係に伴う世間の恩は、集団や人間関係にみられる限りのものさを示す。相対的な利害対立と結びついた恩顧は

背信につながる不安定さをもつものとしてあらわれる。

都落ちに当つて平宗盛は、累祖相伝の家人に向つて「重代芳恩深きも有り。家門繁昌の古へは、恩波に依て、私も顧みき、今何ぞ芳恩を酬ひざらんや」と、恩を強調することによつて結束をよびかける。家人はこれに応えて「相伝譜代的好年此日此重恩、争か忘べき」「怪しの鳥獸も、恩を報じ徳に酬ふ心は候なり。況や人倫の身としていかが真理を存知仕らでは候べき」といつて二心なき報恩の心をひれきする（福原落）。だが、こう誓つた武士たちの多くは、敗勢を見ると平家一門を見捨て、離反していく。主従の恩は、家門繁昌の時にのみ有効性をもつ。もとより一門に身命を共にする家人も少くなかったが、大半の武士が恩を報じ徳に酬いる心を翻えしていく程この重恩はきわめて外的で不安定なものにすぎない。主従の世間的恩のものは、「東国北國の者共も随分重恩を蒙たりしかども、恩を忘れ契を変じて、頼朝、義仲等に隨ひき、まして西國とてもさこそはあらずらめ」（逆櫛）の言葉によくあらわれてゐる。報恩は人倫の真理と考えられていたとはいえ、この内実が主従関係における芳恩の給付と重恩の意識がある限りにおいては、忘恩と背信から避けられない相対さと動搖さをもつものにすぎなかつたのである。『平家』は、その世間の恩の変転を当然視して、さめた眼で「誠に理と見て哀なり」とのべ、世俗的恩のふたしさの「理」と、にも

かゝわらずこれにすがって背信を体験せねばならない事実に悲哀をなげかけるのである。これらの恩の相対性については清盛が、助命した頼朝が追討に立上った事実を「其恩忘て、当家に向つて弓を引くにこそあんなられ」（早馬）といふ、頼朝の首を墓前にかけることこそ孝養である（入道死去）と叫んだように清盛においてなお例外ではなかつた。清盛が忘恩と思う事実は、頼朝においては亡父の敵であり、関東武士の恩と奉公を体現するものとして追討軍を派遣したことなのであって、それは平家に対する謀反と源家累代への恩を報ずる行為であった。そして清盛の孝養の遺言も、他ならぬ平家一門と頼朝軍によつて空しく裏切られていく運命から免れなかつたのである。

(二)

この主従にもとづく世俗的な恩の形態は、源氏やこれに続く北条執権政治においても同様である。御恩と奉公の関係はよく知られているが、それは頼朝の権力が所領の保護拡大をスローガンとして東国武士団を結集した所に成立したものであり、平家打倒後に頼朝がまず行つた政策が先祖相伝の所領の支配権を保護したこと、即ち旧恩としての本領安堵を決定し、奉公（戦功）に応じて所領を給付して新恩を与えたこと、の二点にあつたことからも明らかである。御恩の内容は、土地の安堵と給付という経済的、政治的な恩賞の形に他ならず、それを全体的に保障する棟

梁＝鎌倉殿の権威として表現されたものが御恩なのである。

承久の乱の勃発に当つて、北条政子が御家人の結束と決起を促した中で、最も強調したのがこの御恩の再確認であつたのも、所領、官位、俸禄という御恩の世俗的な性格がいかに鎌倉殿の権威を象徴させていたかを物語つている。

政子が危急存亡に当つて御家人たちに向つて「報謝の志

浅からんや」と訴えた名演説を聞こう。

「人々見たまばや。むかし東国の殿原が平家の官仕へせしには、からはだして、のぼりくだりしづかし。故殿鎌倉をたてさせ給ひて、京都の官仕へもやみぬ。恩賞うちづき、たのしみさかへてあるぞかし。故殿の恩をば、いつの世にか報じつくしたてまつるべき。身の為、恩の為、三代將軍の御墓をば、いかでか京家の馬のひづめにかくべき」（承久記）。

平家にとってかわった鎌倉殿の、恩賞を核とする恩の絶大な深さ広さと、所領の保護拡大を欲求する御家人の御恩報謝という関係を見事に描いてみせる。「身の為、恩の為」という言葉こそ、この時代の世間的恩の実態をあらわしているといえよう。

承久の乱後、全国的な支配権を握つた北条氏は、貞永式によつてこの御恩と奉公を法制化し、所領保護の原則を

確定した。それを「関東御恩」と称し、「恩顧之輩」の守るべきものとして規定した。これが武家の法、民間の習としての「道理」の基底であった。しかし反面、武士間の所領争いは実に絶間なく起っているのであり、法によって御恩の不安定さが解消されたわけではなかった。この道理も基本的には幕府と御家人間の規定であって、武士内部には不介入、不干渉の立場をとり、一族のなかでは親権の強さが保証されている。「所領を子息に譲り安堵の御下文をたまわりて後その所領を悔還し他の子息に譲与する事」は、父母の意に任され、親は、「悔還」の権限を有していた。なお所領を女子に譲与したのち親子不和となつたケースでは、「右男女の号異なりといへども父母の恩これ御家のともがら申すむねありといへども女子はすなわち悔還ざる文を憑て不孝の罪業をはゝかるべからず」とあり、父母は「敵対の論に及む事を察して所領を女子に譲へからざるか」とのべつゝ、結局は「女子もし向背のきあらば父母よろしく進退して意にまかすべし、これによつて女子は譲状を全うせんがために至孝の節をつくし父母は撫育をほどこさんがために慈愛の恩を均せんものか」と規定する。所領の譲与の円滑化を保障するものとして親子間の至孝と慈愛の思いを要求しているが、それはあくまで父母の権限=進退を保障した上でのことであった。式目の道理たる主への忠、親への孝、正直な心は、幕府や親の一方的な強制力によつ

て行われるべき道理とされ、しかも所領=御恩は保護譲与の相務契約関係の中で成立し、法制によつて形式化されたのである。北条時頼の手で得宗独裁政治が行われる段階では、一層その固定化が図られていくが、時頼の弟北条重時は、後生は西方往生、今生は主君に仕えることを二元的に考へた人物である。得宗家への忠誠を「主とも親とも神仏とも此人を思ふべし」といつて、専制政治下における忠孝の論理を鼓吹した程であった。（『極楽寺殿御消息』）念仏、禪、真言、天台、律各宗が幕府権力と結んで、こうした専制政治の外護を受けつつ、精神的保護を与えたが、それは現世の忠孝、倫理と幕府の道理を保ち、他方で後生の往生を示していく精神的支柱として存在していた。氏寺、氏神化が有力武士たちの精神的結束を実現するものとして独立されていったのもそのあらわれであった。日蓮が、世間の譲の前判後判を例証に、外典を内典の初門とする観点から、孝不孝の根本を前判後判の用不用によるとして法華經・釈迦伝への孝を説き、釈尊御所領のうちに權法邪法の寺を建立する事実を批判したのも、これらの背景にもとづいている。正法の寺への帰依を失い、「賢なる父母の氏寺をするつる」姿を見る日蓮は、「日本国当世は國一同に不孝謗法の國なるべし」と指摘するのである（四四五七六）。

主従関係の紐帶としての御恩は、相対的で不安定な双務的性格であるばかりか、釈尊所領を不孝謗法の國としたなか

で成立していた世俗的な権威と倫理であった。

3 真実報恩者

(一)

恩愛の道と主従、親子関係における世俗的な恩を直視しながら、そこからいかに出離への生き方を追求していくか。仏道を踏みかためどのように真実報恩者たるかとするか、仏への信によって、いかに三世にわたり不変で永続性ある報恩を成就するか——中世の仏教者、とりわけ親鸞、道元、日蓮が一生をしてしるしとどめた命題はこの点にあつたといつてよからう。

法然は利益を求める、妻子眷属にまとわれて「恩愛のきずなきりがた」く、無常の風に有為の露消えざる現世から、速かに「出要をもとめてむなし帰ることなかれ」と示す(登山状)。親鸞もまた、選択の願海に入つて仏恩を知り、その至徳を報謝せんとして弥陀如来の徳海を称念した。「唯仏恩の深きことを念うて人倫の嘲りを恥じず」とも示した(教行信證)。「弥陀の慈悲よりぞ、願作仏心はえしめたる、信心の智慧にいりてこそ、仏恩報ずる身とはなれ」(正像末淨土和讃)。親鸞は専ら弥陀如来の恩徳の広大不思議を讚嘆し、粉骨碎身の報謝を念じつゝける。有名な言葉、「親鸞は父母の孝養のためとて、一返しても念佛まうしたこといまださふらはず。そのゆゑは、

一切の有情はみなもて世世生々の父母兄弟なり、いづれもいづれもこの順次生に仏になりてたすけさぶらふべきなり。わがからにてははげむ善にてもさぶらはばこそ、念佛を廻向して父母をもたすけさぶらはめ」(歎異抄)とは、自らの父母に対する特別の孝養そのものの否定である。一切の人々を父母兄弟としてみると、わが父母もそこに包摶され、父母孝養の自力を排して普遍的な父母もまた、無常を感じ、法執、世執をなくし、只我を忘れて修行する發菩提心を説く。「無我の我を計し、不生の生を執し、仏道の行ずべきを行ぜず、世情の断ずべきを判断せず、実法を厭ひ妄法を求む」その誤りをいましめる。そして、仏法を修行し出離を欣求する人は、一生の大事が参禅道すべきことをのべ、終局において「仏法のために仏法を修す」と示すのである(永平初祖学道用心集)。道元は、「学道の人は人情を棄つべきなり。人情をすつといふは、仏法に隨ひゆくなり」(隨聞記)と語り、仏祖の身心をもつて参禅弁道に自己のすべてを投入することを教える。そして、その堂中の衆の恩は父母にも勝るといふ次のようにいう。「父母はしばらく生死の中の親なり、この衆はながく仏道のともにてあるべし」(正法眼藏、重雲堂式)。道元は、無常を凝視し、恩愛を棄捨することによつて参禅弁道に策励すること、そして、自我のための仏法修

行を排し、仏法の大海上に廻向し、仏法の道理に背反するものを放捨すること（隨聞記）を語ったが、仏法修行による我的否定と共に「生死の中の親」に対する人情棄捨の立場を明確にするのである。

これらの言葉から判断することが許されるならば、そこにあるのは仏恩への報謝と廻向、それに現世の恩愛と孝養の否定である。父母孝養や世間の恩と人情は、仏の普遍的な恩徳に包摶される。世間への棄捨、放下は、仏道のもつ厳しさをあらわすが、現実の恩愛や孝養に舞い戻って、その悲哀と苦惱を深くとらえ直しつゝ、仏恩をもって社会と人間の宿業や運命を転換していくような、廻向にかゝわっていく姿勢は二次的といわねばならない。そして、この点を実践した所に、日蓮の独自な報恩の一生があったといえるのではないだろうか。それでは日蓮における知恩報恩の生涯の特質はどこにあったのか。そのいくつかを考えてみよう。

(1)

報恩への立願と出離

第一に日蓮の求道修學は報恩を果そうとする誓願からはじまる。父母、師匠、國恩という大恩を報ずるために、仏法を習いきわめて智者となることを仏教を習う者の使命とした（一九二）。仏になり恩ある人を助けるという報恩への立願こそ求道のエネルギーであった。法華經の智者、行者になることと眞実報恩者たりえることを一体としてと

らえた精神が、この立願にこめられている。

日蓮もまた恩愛の道から仏道に向って出離する生を追求した。「いかにもして仏種をもうえ、生死を離るる身となるん」（一五五三）という願いがそれである。それは、

「出離の道をわきまへざらんほどは、父母、師匠等の心に随ふべからず」（一九二）という決断の心であるが、仏道の無限さに向って精神の自覺的形成と究極的な救済としての成仏をめざす出離の道を、抑止しようとする恩愛への拒否である。盲従と屈服による盲従を否定する覚悟を語る言葉である。またそれは、「親には子は是非に隨ふべしと君臣師弟も此の如し」という世間の常識、より正確には主従と親権にもとづく世俗的忠孝の論理への挑戦であった。そして、「悉達太子は閻浮第一の孝子なり、父の王の命を背いてこそ、父母を引導し給いしか」（三四五）といふ、釈尊を継承する眞実報恩者の道に一步をしるす宣言である。悉達太子の教訓は、出離をめざす修學期の日蓮を激励するものであったにちがいない。しかし、こゝで注目すべきことは、恩愛からの出離が、父母、師、國恩という具体的な恩に報じ、それらを助けようとする誓願にもとづくものであり、親鸞や道元が「父母のため」の救いを拒否したのに比して、日蓮は「父母のため」を視野にとらえていることである。日蓮もまた一切衆生を先生の父母とし後述の如き釈迦佛・法華經の普遍的な報恩にもとづくことを

説いたが、だからといって仏恩に包摂された現実における個別的な報恩自体を決して否定していない。「父母の家を出て出家の身となるは、必ず父母をすくわんがためなり」(五四四)という場合、普遍的な救済とわが父母への孝養を仏によつて実現していく両面が含まれていたと考えられる。

恩愛と報恩回向

日蓮が、道元のように人情を棄捨したり、親鸞のごとくわが父母の救いを拒絶していないことは、つまり恩愛から出離したが恩愛そのものの否定ではなく、距離をおいて離れることがあると考えられる。恩愛からの「いとま」を求めたのは、盲従と従属への反逆であつて、恩ある人を救う立願に立つ限り恩愛の苦悩や悲哀から眼をそむけることはできなことであった。むしろ出離の道を決断するに際しての断ちがたさを体験することによつて、恩愛から出離への道をきわめる生の意味を把握したのではなかつたか。「父母のはかをもみよかしと、ふかくをもうゆへに、いまに生國へいたらねども、さすがこいしく、吹く風立つ雲までも、東のかたと申せば、庵をいでて身にふれ、庭に立ちてみるとり」(一一五五・六)といふ、あまのりを見て父母を思い起し「など我父母かはらせ給ひけんと、かたちかへなるうらめしさ、なみだをさへがたし」(八六五)とのべたのは後年のことではあるが、父母から離脱し仏恩による孝養を実現

しえぬ不孝を痛みとして悔しく抱いていた事実は、出離の道へいとまをもつ精神に溯源するものではなかつたか。信徒の親子の別れに深く悲嘆同悲し、父母孝養の行為を「なによりも日蓮が心にたつとき事」(一一八・六)とするし、母の恩を「心肝に染みて貴く」(一八〇・四)うけとめているのである。「日蓮貧道の身と生れて、父母の孝養心にたらず、國の恩を報すべき力なし、今度頸を法華經に奉りて其の功德を回向せん」(九六七)という誓願は、法華經への捨身によつて恩ある人に報恩の回向を成就しようとする決意をあらわしている。父母の孝養心にたらず、という現実を直視して一般的なものに解消してはいい。それ故、受難による報恩回向と並んで滅罪による報恩回向を次の如く語る。「幸なる哉、一生の内に無始の謗法を消滅せんことを、悦しい哉、未だ見聞せざる教主釈尊に侍へ奉らんことを、願くは我を損する國主等をば最初に之を導かん、我を扶る弟子等をば釈尊に之を申さん、我を生める父母等には未だ死せざる已前に此大善を進めん」(七四二)。旃陀羅の子日蓮とその父母の滅罪は、法華經への捨身と弘通による受難を体験せねばならなかつたが、それは邪見の家等八種の大難(六一七)に値うことによつて「重罪をけしはて、出離」(六〇一)し、しかも「我を生める父母」を三世にわたりて導く報恩に直結するものであつたといえる。四恩を報ずるための不惜生命の弘通による功德が、父母・師道善房

を扶助する（一一三九）という確信は、受難と滅罪における報恩回向のありようを示している。同時に誘法と畜身への滅罪は、法華經の悪人（提婆達多）成仏、女人（竜女）成仏によって決定されるという教説の発見は、法華經を「報恩經」「内典の孝經」としてみる恩徳受持の姿勢を確固とさせたのであって、一切の男女に対する救済に励むことは自己の父母の報恩につながることを日蓮は教示するのである。それは自己の父母孝養のひろがりにおいて利他の孝養にさゝげる人間的行為である。恩愛を捨てずして別離しつゝ報恩と孝養の異報をもたらした眞実報恩者の姿がこゝにみられよう。

報 恩 經

滅罪と共に受難の覚悟と体験なしに報恩が実現しえないという点もまた日蓮の報恩觀の第二の独自性としてあげられる。これは「必ず身命をすつる事」なしには、成仏もできず、成仏できねば報恩しえる身となりえないという覚悟である。日蓮の法華弘通は、仏恩の重さと仏の諫曉を背後の力として実践されたが、それは自己が仏敵や一切衆生の敵となる責めから免れるためだけではなく、「知恩報恩の為、國の恩を報ぜんと思ひて國主並に一切衆生に告げ知らしめ」んという、報恩の実行としての弘通でもあったからである（一七三五）。立教開宣が、法華經へ自らを生れ交わせた虚空藏菩薩と師道善房の報恩や導きを目的としたも

のもこのためである。「今度身命をおしむならば、いつの世にか仏になるべき、又何なる世にか父母師匠をもすべく奉るべきと、ひとへにをもひ切りて申し始め」（一一三七）たという決断もまた弘通の開始が成仏をめざす報恩への実践であったことを示している。

そのためにこそ、受難の中に身命を投げうつ「思切り」に立たねばならなかつた。これは恩愛の道や世俗の恩から出離するのみならず、仏恩に一切を獻げる出離の中の出離を意味する。刎頭の時の喜悦は、法華經の行者、日本国の大師親となりえたことへの感涙であり、「教主釈尊の御恩報じ難し」（一六四九）という表白であった。そこに自らをかくあらしめてくれた釈迦仏への無限の謝意として恩の精神が示される。しかもその仏恩報謝の喜悦の背景に注目すべきは「生涯本より思切て候、今に翻返なく、其上又違恨なし」（六一九と二〇）という眞実報恩者としての日蓮の精神があつたといふ点である。日蓮にとって法華經への死身弘通は、運命の支配を人力の及ばぬ事としてとらえるのではなく、現世において運命をきり開く力を与えるものであり、それが後生に永続する実の道、眞実の報恩のありようであったといえる。

第三に、なによりも日蓮の報恩の独自性は、△釈迦仏・法華經の仏恩、法恩への報恩という視角を離れては論ずることができない。前述の如き悪人、女人成仏をはじめ二

乗を不知恩から救済する教説は、いざれも日蓮自身にひきつけて直視することにより、「法華經の恩徳」としてとらえられたものである。法華經の受持は一人の成仏だけでなく父母を即身成仏させる「第一の孝養」(一四五四)を可能とする。背信自体が不孝の者の姿である。日蓮は、法華經こそ「実の報恩經」と指摘した。「女人成仏、悲母の恩を報ずる」ゆえである。悲母の報恩のために題目を一切の女人に唱えさせんという誓願は報恩經によつて女人成仏をめざすことなしに母への報恩が実現しないこと、母への報恩が女人全体の救済に広がるものでなければならないことを明らかにしている。報恩の利他性である。日蓮はまた法華經こそ「内典の孝經」であると示している。女人成仏、悪人成仏をあかして父母の救済を約束する法恩による真実孝養の教説の受持である。孝經という場合、孔子の書としての孝經があり、儒教=外典書の孝については「儒家の孝養は今生にかぎる、未來の父母を扶けざれば、外家の聖賢は有名無実なり」(五九〇)と規定し相待論から外典を「仏教の初門」に位置づけ三世の孝養を果す法華經の孝經にのみ究極性を与えるのである。たゞ絶待論からは、外典の孝養も今生に限る孝養の一分に限定され、法華經の孝養に包摂される。「外典三千余巻にも忠孝の二字こそせんにて候なれ。忠父孝の家より出つとこそ申候なれ。されば外典は内典の初門。此心は内典にたがわす候か」とのべて釈尊親

父の恩徳を示し、「釈尊は我等が父母なり。一代の教は父母の子を教へたる教經なるべし」(四四三~四)と示している。これは決して折衷論ではなく、初門としての外典の論理を内典の孝經によって位置づけて包容し、しかも釈迦佛・法華經への恩徳に高めたものである。絶待論からみれば、「内外異なれども其意は同じ」(九四三)といえるのである。また、日蓮が外典の把握で重視したのは、君臣、親子の一方的な恩孝養の関係ではなく、この主張が「外典をも弁へず、内典をも知らぬ人々の邪推」とのべ、「外典の孝經には子父臣君諱ふべき段」(一三四五)のあることを忘れてはいない。真実の報恩者を外典のうちにみる時は、その君臣、親子にかゝわる諫曉性に注目しているのである。

ところで、釈迦佛が主師親の三徳を具備する唯一の「恩ふかき仏」(三二〇)であるという教説は、日蓮のしばしば示す所である。釈迦佛は、一切の諸仏、一切の孝養の中で第一の孝養の人であり、六道四生の一切衆生を父母としてとらえ、法華經を悟つて六道四生の父母孝養の功德を身に備えた存在である。しかも、その功德を法華經の文字となして、「一切衆生の口になめさせ給ふ」と教示する(九四三~四)報恩經、内典の孝經=法華經の文字が、教主釈尊による一切の父母孝養における功德そのものであるという核心がここに明らかにされる。

法華經は釈迦佛である以上、釈迦佛の因行果徳の功德、

その全生涯の結晶こそが内典の孝經として留魂されたもの、といえよう。その孝養の功德を譲与する當為自体に報恩、孝養の回向があるという。法華經を信ずる人に譲ることとは、「慈母の食ふ物の乳となりて赤子を養ふが如し」というように、釈迦仏の功德は自然に法華經を信ずる者の身に入りかわり、子の念する亡父の財となり、不变の父子の契りを可能にするという（九四四〇五）。釈迦仏への信心が「自然に不孝の罪脱がれ」（四一二）させるというのも孝養の自然譲与をあらわすが、この点を明確にしたのは次の言葉であろう。「法華經を持つ人は父と母との恩を報ずる也。我心には報ずるとは思はねども此經の力にて報ずる也」（一一二七）。釈迦仏・法華經への信なくして眞実の報恩は成就しない。そして凡夫の私のはからいによって報恩が可能なのではなく、法華經の具備する報恩經、内典の孝經、釈迦仏の孝養の功德という「経の力」によつて自然に父母孝養へ回向されること、恩愛の道への隨従や世俗的な恩を、「恩」「孝養」とみる相對的で「私」の判断に立てなざされている現実を否定し、法華經への信心が孝養、報恩を譲与される道であることを明らかにしている。

法華經を持つ人、法恩、仏恩の力で報恩孝養を回向する者、そこに眞実報恩者、眞実孝養者の道があるという報恩孝養における法華經の信仰受持性を語っている。

報恩の諫曉性

第四。四恩のうち仏恩（三宝の恩）は日蓮を諫曉し、他の三恩は日蓮の諫曉によつて可能となつた。特に仏弟子を自認する師匠や諸宗の高僧、その高僧を外護する國主のうちに、釈迦仏・法華經の恩徳に背き、裏切り、離反し、敵対する者が出現してゐた事態を黙視することなく、仏恩、法恩を否定する者を諫曉することなしに報謝することはできないとした所に、日蓮の報恩の特色がみられる。強敵による受難が、法華經色説に直結するものであればこそ迫害者、仏恩の偽善者に対して法戦せねばならない。仏恩の重きが故である。だが、その強敵は日蓮を法華經の行者とする方人でもあり、善知識でもあるという。「日蓮が仏にならん第一のかたうどは景信、法師には良觀、道隆、道阿弥陀、平左衛門尉、守殿ましまさづんば、争か法華經の行者とはなるべきかと悦ぶ」（九七三）。法華經の行者のあかしとしての受難を与えた迫害者の存在と行為、そこに恩を見出るのであり、「日蓮仏果をえむに争かせうばうが恩をすべきや、何に況や法華經の御恩の杖をや」（一六三六）と語るのである。日蓮が仏敵から迫害をうけている、まさにその時に、敵を善知識とみ、恩をうけとめようとした所に仏恩の普遍性を見直し、自己への恩に包みこもうとする日蓮の、強敵への報恩精神といつものを見ることができる。

法華經の恩徳が順逆をえらばぬ広がりをもつという自覚から、仏恩報謝の回向として諫曉がなされたといえるである。生涯を法華經の故に思切り、遺恨を否定して受難を喜んで転化していく法華經の行者としての救済の誓願自体に、報恩の普遍性がこめられていたことを意味しよう。

第五。釈迦仏・法華經の恩徳を現実の主従関係、家族關係にひるめ、世俗の恩と孝養を転換して仏恩、法恩を報謝する道に導いていこうとした点にも日蓮の報恩における独立性があった。日蓮は、主従・家族關係のたゞなかで仏恩に背く主や親を諫言し、法華經への信をひるむことなく貫くことを指導しつづけた。報恩への諫曉である。

四条金吾は、北条氏の一族江間（名越）光時の近臣であった。光時の父朝時は泰時の弟であり、泰時の死後の陰謀に關係し、時頼の叔父光時も時頼が執權になつた直後、將軍頼経を奉じ実權を奪おうとして伊豆に流された人物である。その後許されて復權したものゝ、時頼の得宗專制の主流からはずれた存在であった。光時はしかも良觀の信者でもあった。金吾は、この光時に終始忠誠をつくし近仕してきたおり、日蓮門下が迫害をうけて所領没収や追放をうけた時も、光時は金吾を処断することがなかつた点を日蓮は「ゆゆしき大恩」といゝ、光時からたとえ「一分の御恩」がなくても怨むべき主ではないとのべてゐる。（一三〇二）。また、金吾が父母孝養にさゝげる志や佐渡・身延の

日蓮を供養した背後に光時の存在をみ、主は知らずとも心の祈りとなること、父母の孝養も光時の御恩であるとさえのべている。光時と金吾の、主従關係にもとづく御恩と奉公がそれだけにとゞまらず、金吾の孝養と日蓮への助力を支えるものであつたということであろう。日蓮は、仏恩に向う世間の恩を頭から否定しなかつたが、それは仏恩の功德に包摶されたものとしてみた上での事であつて、光時のもとから離れることなく、しかも仏恩にむけて精神を出離させ、主への直諫によつて法華經に導くことを仏恩の実践としたのである。

日蓮と四条金吾との信仰的なきずなの強さはよく知られている。竜の口頸の座に向う日蓮にとりすがつて泣き悲しみ、殉教の覚悟をひれきした金吾の志は日蓮にとつても忘れないものであつた。佐渡流罪は、「さがみどののあだ」と「ゆえなき御政りごと」によると金吾に語つた日蓮は、北条氏一門の近臣として仕える金吾に政道の非を自身にかゝわって示したといえよう。しかしそれ以上に、法華經の行者としての受難は、生死を切斷し仏果をえる悦びや法恩、天恩を報じえたあかしであり、これは「既に日蓮かちぬべき心地」という勝利の確信をもたらすものであつた（一一八五・六）。金吾が政治の非道にくみせず、佐渡、身延の日蓮を助ける姿は、得宗独裁政治よりもその受難者日蓮の側に立つたことに他ならない。「殿は日蓮が功

徳をたすけたる人なり」（一一八七）とその行為を称讃したが、この金吾の姿勢は「仏法と申すは道理也。道理と申すは主に勝つ物也」（一三八四）という教示によるものであつたにちがいない。主に対する仏法の優位性は、所領を土台とする世間の道理よりも仏法にもとづく出世間の恩を根本とすることである。この点を明示したものとしてこの言葉は千鈞の重みをもつてゐる。それ故に、「いかにいとをし、はなれじと思ふめ（妻）なれども、死しぬればかひなし。いかに所領ををしゝとをばすとも死しては他人の物、すでにさかへて年久しう、すこしも惜む事なれ」（同上）と指導することにより、恩愛の道を離れ、所領を核とした主従関係における世俗の政治倫理に墮する世間的恩への執着をたち切つて、法華經の命を絶ぐ仏恩への道を策励しつゝけるのである。江間光時の不興と勘気、傍輩のざん奏や兄弟にも捨てられながら、日蓮に導かれて主への諫曉に努める金吾は、ときに現実からの逃避を思い苦悶するが、「我とは御内を出て所領をあぐべからず」とのべ、所領を没収されようとも主のもとから離れずに直諫する行為を貫くよう説示した。一方的な主従倫理の中で仏法的道理に転換させようとする報恩の社会化である。金吾の所領は、主からの給付ではなく、法華經の業をもつて主を病いから助けたことによつてえたものであり、主による所領没収は法華經の御布施、幸と思ふべし、と指摘したのも恩愛

と共にこの所領を思い切る決断こそが、世間の恩を出離して法華經にきずをつけぬ道に直結していたからである。「日蓮の御房と、過去に候父母の事なりと、のゝしらせ給へ。すてまいらせ候とも命はまいらせ候べし。後世は日蓮の御房にまかせまいらせ候」（一二五九）と高声に諫言する勇気の大しさを日蓮は要請した。金吾は与同罪を免れるのみならず法華經の恩徳をもつて、良觀、龍象一派の謗法を奉ずる主を悔えさせ、主従の一方的御恩、奉公關係を転換して法華經の恩にもとづくあらたな主従の人間関係を高めるために献身したのである。

池上父子をめぐる家族内部の衝突は、良觀に従う念佛者の父と日蓮を奉ずる宗仲、宗長兄弟夫婦との信仰のありようにはかゝわる葛藤であった。日蓮は、邪見の父母に責められる現実が法華經を行ずる者に必然の受難であり、過去の重罪を滅する現証であると説き、「現世の輕苦忍びがたくして、慈父のせめに隨て存の外に法華經をすつるよしあるならば、我が身地獄に墮るのみならず、悲母も慈父も大阿鼻地獄に墮ちてともにかなしまん事疑ひなかるべし」（九二四・五）と述べている。「世をすてゝ仏になれと申すをやは一人もなきなり」（一四〇五）という親の実利性を排し仏道を抑止する親の心に随わずして仏になる、そこにつことの道を見出してきた日蓮の生を、池上兄弟の生き方に普遍化させた大道心のそれは提示である。大道心をもつ

て父母孝養を果していく真実報恩者への試練でもあった。

これは、親権にもとづく一方的な孝の否定である。法華経による孝養を実現していく仏道の厳しさに立つことへの覺悟である。池上家の葛藤は、蒙古襲来の危機を背景とする幕府、諸宗の誇法勢力の動向を反映したものである。これに従う父によって兄が勘当されたが、この事態に動搖する弟に向って日蓮はこう指示した。「法華経のかたきなる親に隨ひて、一乗の行者なる兄をすてば親の孝養となりなんや。せんするところ、ひとすぢにをもひ切つて、兄と同じ仏道をなり給へ」（一四〇三）と、法華経信仰に献身する決断を強調し、悪しき親に対する諫曉によってこそ孝養が實現すると厳しく教示する。日蓮がその例証として、清盛の悪事に随つて頸きられた宗盛に比して清盛に随わなかつた重盛の方を親への孝人とみなしているが、それは重盛が親に諫言した点を評価したことにある（同上）。あいがたき法華経によつて背きし親を導く、その救済性に孝養の究極があるとした日蓮は、背信の罪惡を諫言する行為こそ孝養を實現していく大道心に他ならないとし、兄弟とその女房たちとの信仰的同心を策励した。「いよいよをづる心ねがたをはすべからず」「がうじやうにはがみをしてたゆむ心なれ」（九二六）と、日蓮の心を継承する不退転の決意を促しつづけたのである。これもまた、法華経の恩徳につゝまれ、ねぎした親子の関係に転換を試みていく日蓮に

△註△日蓮門下における恩の構造は、日蓮聖人の報恩觀に関する信仰的、教學的、歴史的な再把握を土台とするが、同時に日蓮門下教団の担つてきた報恩および遠忌の歴史的再吟味が重要である。その点から、七百遠忌に先行した六五〇遠忌の意味についても言及するつもりであったが、こゝでは省略した。「天皇制下の仏教々團一勅額拝戴をめぐつて—」（「所報」No.3）、「近代日本主義の思想と行動」（同上、No.4）において、昭和六年の時点を中心とした大正末と昭和前期の日蓮宗の動向と関連しつゝ、六五〇遠忌の内容と評価について若干ふれたので、これらの拙論を参考いただければ幸いである。

おける報恩の生活実践であった、と考えられよう。